

## 千代田区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例

### (目的)

第1条 この条例は、公共の場所における客引き行為、勧誘行為及び客待ち（以下「客引き行為等」という。）の防止に関し必要な事項を定め、区民等の主体的かつ具体的な活動を支援するとともに、安全で快適な都市千代田区（以下「区」という。）の実現を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 客引き行為 自らの客にすることを目的に、通行人等不特定の者の中から相手方を特定して、立ちはだかり、同行し、又は追随しながら話しかけ、あるいはサービス提供の内容や料金システム等を提示しながら誘う行為をいう。
- (2) 勧誘行為 次のいずれかに該当する役務に従事するように誘引する行為をいう。
  - ア 人の性的好奇心に応じて人に接する役務
  - イ 専ら異性に対する接待（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する接待をいう。）をして酒類を伴う飲食をさせる役務
  - ウ わいせつな映像の被写体となること。
- (3) 客待ち 前2号に掲げる行為をする目的で、それらの行為の相手方となるべき者を待つことをいう。
- (4) 区民等 区民及び区内に勤務若しくは在学又は滞在し、又は区内を通過する者をいう。
- (5) 事業者 区内で事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。
- (6) 公共的団体 区内の町会、商店会、防犯協会、交通安全協会その他の公共性を有する団体をいう。
- (7) 関係行政機関 区の区域を管轄する警察署、国道及び都道の管理事務所その他の行政機関をいう。
- (8) 公共の場所 区内の道路、公園、広場その他の公共性を有する場所をいう。

2 前項第1号の客引き行為を例示すると、おおむね次のとおりである。

(1) 酒類を伴う飲食をさせる行為の提供について、客引きをすること。

(2) 個室を設けて当該個室において客に専用装置による伴奏音楽に合わせて歌唱を行わせる施設の提供について、客引きをすること。

(3) 法第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業に関し、客引きをすること。

(4) 児童（18歳に満たない者をいう。以下同じ。）との有償の異性交際その他の児童の健全な育成に支障となる行為に関し、客引きをすること。

（区の責務）

第3条 区は、公共の場所における客引き行為等の防止について区民等の啓発に努めるとともに、区民等による自主的な活動に対し、支援するよう努めなければならない。

2 区は、前項に規定する施策（以下「支援等施策」という。）の計画及び実施に当たっては、関係行政機関と協力し、密接な連携を図らなければならない。

（区民等の責務）

第4条 区民等は、相互扶助の精神に基づき、地域社会における連帯意識を高めるとともに、相互に協力して、公共の場所における客引き行為等の防止の自主的な活動を推進するよう努めるものとする。

2 区民等は、この条例の目的を達成するため、区及び関係行政機関が実施する支援等施策に協力するものとする。

（事業者等の責務）

第5条 事業者は、事業活動等に当たっては、その社会的責任を自覚し、公共の場所における客引き行為等の防止に関し、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

2 事業者は、前項の責務について、従業員等に周知するものとする。

3 公共的団体は、客引き行為等の防止に資する活動に努めるものとする。

4 事業者及び公共的団体（以下「事業者等」という。）は、この条例の目的を達成するため、区及び関係行政機関が実施する支援等施策に協力するものとする。

（関係行政機関の責務）

第6条 関係行政機関は、区が実施する支援等施策に協力するものとする。

(公共の場所における客引き行為等の禁止)

第7条 何人も、公共の場所において、客引き行為等をしてはならない。

2 何人も、金銭その他の財産上の利益を供与し、又はその供与を約束して、他人に公共の場所における客引き行為等をさせてはならない。

(客引き行為等防止重点地区の指定等)

第8条 区長は、公共の場所における客引き行為等を防止するため特に必要があると認められる地区を、客引き行為等防止重点地区(以下「重点地区」という。)として指定することができる。

2 区長は、必要があると認めるときは、前項の重点地区を変更することができる。また、重点地区の指定を存続する必要がないと認めるときは、当該重点地区の指定を解除することができる。

3 区長は、重点地区において、客引き行為等の防止に関し、区民等及び事業者等の自主的な活動への支援等を重点的に実施するものとする。

4 区長は、重点地区を指定し、変更し、又は解除しようとするときは、当該地区の区民等及び事業者等の意見を聴くとともに、関係行政機関と協議するものとする。

5 区長は、重点地区を指定し、変更し、又は解除するときは、千代田区規則(以下「規則」という。)で定める事項を告示するものとする。

(客引き行為等防止推進団体)

第9条 区民等及び事業者等は、重点地区の客引き行為等の防止に自主的に取り組むため、各地区ごとの客引き行為等防止推進団体(以下「推進団体」という。)の組織づくりに努めなければならない。

(協定)

第10条 推進団体の構成員は、その活動する地区における具体的な客引き行為等の防止に関する協定(以下「協定」という。)を締結するよう努めなければならない。

2 協定を締結したときは、当該推進団体は、区長に届け出てその認証を受けるものとする。

3 区長は、前項の規定により届出のあった協定が、内容等に関し適切なものであると認めるときは、これを認証し、告示するものとする。

4 区は、協定の締結及び認証した協定の実現について支援するものとする。

(指導)

第 11 条 区長は、第 7 条の規定に違反する行為をしていると認められる者に対し、当該行為を中止するよう必要な指導をすることができる。

2 区長は、前項の指導をあらかじめ指定する者に行わせることができる。

(改善命令及び公表)

第 12 条 区長は、重点地区において、第 7 条の規定に違反して、生活環境を著しく害していると認められる者に対し、期限を定めて必要な改善措置を命じることができる。

2 区長は、前項の命令を受けてこれに従わない者については、その事実を公表することができる。

(適用上の注意)

第 13 条 この条例の適用に当たっては、関係者の人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。

(委任)

第 14 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第 8 条の規定による重点地区の指定及びこれに関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。